

相続について 知っておくべき事実

ご存知ですか？

相続を決めておかないことで、**遺された子供たちが争い**を起していることを。

参加
無料

その数、平成29年度だけで **14,044件** (裁判所 司法統計より)

『資産なんてないから、私には関係ないわ、、、』

本当にそうでしょうか？

弁護士として仕事をしていると、**遺産が100万円** あるだけで、ご家族が争っている姿をよく見かけます。

万が一の備えのために資産を守ることも大切ですが、
身体の動く今だからこそ、亡くなった後の資産のことをよく考えておきましょう。

遺される子供たちのために、相続のことを真剣に考えませんか？
弁護士が親身になってお手伝いいたします。

2019年

7/17 水 10:00 ~ 12:00

費用

無料です。
先着50名さま限定の講座です。
お早めにお申込みください。

場所

千葉県松戸市松戸1879-1
松戸商工会議所4階 中会議室

参加資格

相続のことを真剣に考えたい方なら
どちら様でも結構です。
支援者の方も参加可能です。

参加方法

ときわ綜合法律事務所 終活講座事務局まで
FAXまたは電話にてお申込ください
FAX 047-367-5592 電話 047-367-5544



